

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月8日

奈良県公安委員会

委員長 岡本好央

奈良県公安委員会規則第2号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1 情報管理課照会センターの項の次に次のように加える。

県民サービス課犯罪被害者支援室	第7条の2第9号から第12号までに掲げる事務
-----------------	------------------------

別表第1 生活安全企画課子ども・女性安全対策室の項中「性犯罪等の防止に関する事務」の次に「並びに同条第12号及び第13号に掲げる事務」を加える。

附 則

この規則は、平成25年3月25日から施行する。